

事後評価

【河川事業】

（直轄事業等）

➤ 石狩川直轄河川改修事業（千歳川遊水地）	・ ・ ・ ・ ・	1
➤ 江戸川特定構造物改築事業（行徳可動堰改築）	・ ・ ・ ・ ・	3
➤ 由良川床上浸水対策特別緊急事業（福知山地区）	・ ・ ・ ・ ・	5

【ダム事業】

（直轄事業等）

➤ ハッ場ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・	7
➤ 中筋川総合開発事業（横瀬川ダム）	・ ・ ・ ・ ・	9
➤ 大分川ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・	11
➤ 小石原川ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・	13

【砂防事業等】

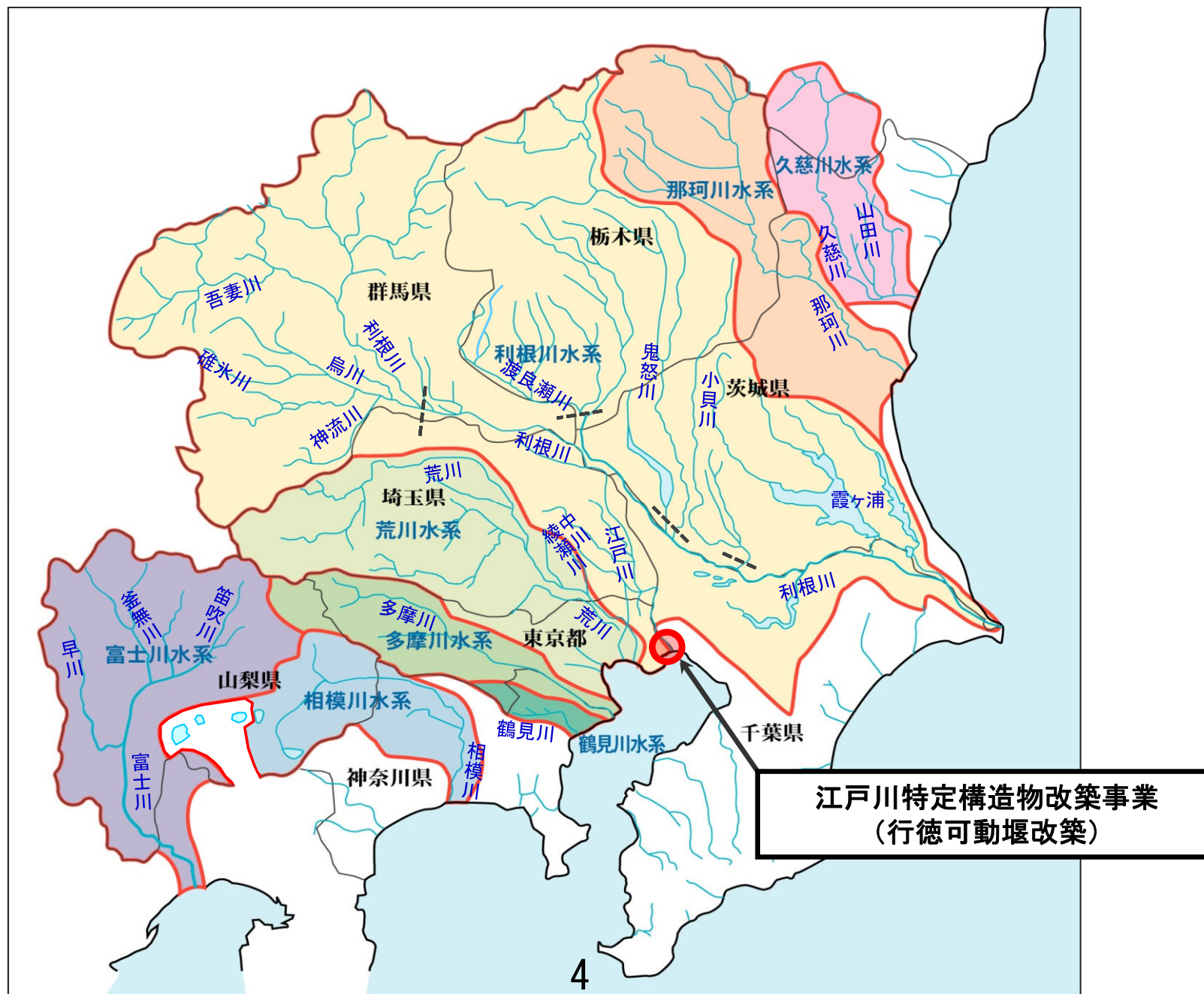
（直轄事業等）

➤ 雲仙直轄砂防事業	・ ・ ・ ・ ・	15
------------	-----------	----

事業名 (箇所名)	石狩川直轄河川改修事業(千歳川遊水地)			担当課	北海道開発局 河川計画課			事業 主体	北海道開発局		
				担当課長名	空閑 健			評価 年度	令和6年度		
実施箇所	北海道江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、南幌町、長沼町										
該当基準	・事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業										
主な事業の 諸元	・本事業は洪水の一部を貯留し、洪水時の河川水位上昇の緩和を目的としており、洪水調節容量として概ね5千万m3を確保している。 ・千歳川流域の4市2町に分散させて6つの遊水地を整備しており、総面積は1,150haとなる。										
事業期間	事業採択	平成20年度	完了	令和元年度							
総事業費(億円)	採択時	1,150		完了時	1,147						
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・昭和56年8月上旬に、それまでの洪水を大きく上回る既往最大の洪水が発生しているほか、近年においても洪水被害が発生している。 ・平成19年9月に石狩川水系河川整備計画が策定され、段階的に整備を進めているが、ほぼ 全区間で、戦後最大規模の洪水を安全に流下させるための河道断面が不足している。 ・主な洪水被害<千歳川流域> 昭和36年7月洪水 : 氾濫面積 18,100ha、浸水家屋 3,047戸 昭和37年8月洪水 : 氾濫面積 20,600ha、浸水家屋 7,114戸 昭和50年8月洪水 : 氾濫面積 8,100ha、浸水家屋 1,047戸 昭和56年8月上旬洪水 : 氾濫面積 19,200ha、浸水家屋 2,683戸 平成12年4月洪水 : 氾濫面積 147ha、浸水家屋 120戸 平成12年5月洪水 : 氾濫面積 197ha、浸水家屋 1戸 平成13年9月洪水 : 氾濫面積 3,139ha、浸水家屋 27戸 平成17年8月洪水 : 氾濫面積 428ha、浸水家屋 1戸 平成26年9月洪水 : 氾濫面積 3ha、浸水家屋 0戸 <達成すべき目標> ・戦後最大規模の洪水である昭和56年8月上旬降雨により発生する洪水流量を安全に流下させることを目的とする。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する										
費用対効果 分析の算定 基礎となった 要因の変化	○事業期間については、事業申請時の工期内で事業を完了 ○費用便益比は、事後評価時点において、2.9であり、1.0以上であることを確認										
事業全体の 投資効率性	基準年度		令和6年度								
	B:総便益 (億円)	5,642	C:総費用(億円)	1,967	全体B/C	2.9	B-C	3,674	EIRR (%)	9.9	
事業の効果 の発現状況	○事業期間中の平成30年7月には、施工が完了していた舞鶴遊水地に外水(河川水)の流入が確認されているほか、平成28年、平成30年、令和4年の3回、周囲堤樋門から遊水地内へ導水により内水(堤内側の降雨など)を貯留し、内水被害抑制、地域の洪水被害軽減に貢献している。 ○石狩川の背水の影響を大きく受ける千歳川において、千歳川遊水地群をはじめとする千歳川の整備や、石狩川の河川整備により、昭和56年8月上旬降雨により発生する洪水のピーク水位を計画高水位以下とすることが可能となることから、引き続き河川整備事業の推進を図る。 ○千歳川遊水地群をはじめとする千歳川の整備や、石狩川の河川整備により、浸水家屋 約11,900戸、氾濫面積 約19,200haを解消する。										
事業実施による 環境の変化	○環境モニタリング調査として、各遊水地において平成18年から令和5年に鳥類、両生類・爬虫類・哺乳類、陸上昆虫類等の調査を実施した結果、以下の傾向が見られた。 ・遊水地造成に伴い開放水面や湿地環境が形成され、湿地を好む種や水域性の生物が増加する傾向。 ・一方、樹林環境や乾燥した林縁等を好む種が減少する傾向。 ○引き続き、遊水地の環境モニタリングを継続し自然環境の変化を把握するとともに、必要に応じて保全対策を行い、周辺地域状況を踏まえた良好な環境の保全に努める。 ○千歳川流域は、かつて湿地や沼地においてタンチョウの生息地であったが、その後の開拓などの影響により姿を消していた。 本事業による遊水地の造成に伴い湿地環境が形成されたことにより、舞鶴遊水地において100年以上ぶりにタンチョウのヒナが誕生し、その後も5年連続で営巣・繁殖を確認した。 ○舞鶴遊水地のある長沼町では、タンチョウの飛来を踏まえ、「タンチョウも住めるまちづくり検討協議会」を設置し、タンチョウも住めるまちづくりとして、にぎわいがあり、経済の好循環が実感できる地域の実現を目的に、タンチョウをシンボルとした農産業・観光施策の促進に取り組んでいる。 ○千歳川遊水地事業では、タンチョウの飛来・繁殖状況のモニタリング調査を行い、関係機関と連携しながら生息環境の保全に取り組んだ。										
社会経済情 勢等の変化	<災害発生時の影響> ○千歳川遊水地群が整備された千歳川流域の4市2町は、新千歳空港を中心とする臨空型工業地帯の拡大等により著しい発展が見られる地域である。 ○令和5年に北広島市においてボールパークが開業し、流域内に限らず北海道内へその効果を波及させており、北海道全体の発展に寄与している。 令和5年9月には千歳市においてラピダス(株)が工場建設に着手するなど、北海道の中枢をなす地域に発展を遂げており、今後も発展が見込まれている。 ○千歳川流域は、大消費地である札幌市に隣接し、道内(外)への商流・物流に適した地域性を活かして、生産性の高い多様な営農形態が形成されている。 ○千歳川流域の人口は、昭和40年(1965年)～平成12年(2000年)にかけて増加しており、令和2年(2020年)まではおよそ横ばいとなっている。 ○千歳川流域の観光入込客数は平成25年～令和1年までは900万人前後であった。令和2年～令和3年には新型コロナウイルスの影響で600万人程度まで減少したが、観光復興事業や新球場設立に伴い、令和5年には過去10年で最多の1,260万人に上る。 <地域の協力体制:千歳川遊水地の利活用> ○千歳川遊水地群の平常時の利活用について各市町で「遊水地利活用計画」を策定し、遊水地内の自然環境を活かした環境学習、バードウォッチング、各種研究としてのフィールドのほか、雪堆積場、採草地などとして有効活用の取組を推進している。 ○舞鶴遊水地では、タンチョウも住めるまちづくりの一環として、環境学習イベント「長沼タンチョウレンジャー夏編」や、北海道中央バス・JALスカイ札幌との連携によるバスツアーの開催、タンチョウを題材としたドキュメンタリー映画が制作(北海道テレビ放送(株)による)を行っている。										
今後の事後 評価の必要 性	○石狩川直轄河川改修事業(千歳川遊水地)は、現在推進中の石狩川の河川整備による水位低下、千歳川の堤防整備と相まって戦後最大の昭和56年8月上旬洪水に対して、流域の外水氾濫を防止するものである。令和2年度供用開始以降、遊水地に外水流入する洪水は発生していないところであるが、事業期間中に先行して完成していた舞鶴遊水地において、平成30年7月出水で外水流入を確認している。氾濫計算でも事業効果が確認されており、今後の事後評価及び改善措置の必要性はないと考える。										
改善措置の 必要性	○今後も、事業実施に際しては関係機関と連携して調査や計画立案を進めることが重要であるとする。										
同種事業の 計画・調査の あり方や事業 評価手法の 見直しの 必要性	○綿密な地域調整、事業工程管理に努めるとともに、有識者で構成する事業監理委員会のご指摘も踏まえ、コスト縮減に取り組みながら事業を推進したこと、当初の事業計画に沿った費用、工期で事業を完了することができた。本事業評価を踏まえ同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないものとする。										
対応方針	・対応なし										
対応方針理 由	・本事業は目的としている事業効果が発現することを確認しており、費用対効果当の投資効果も確保されているため										
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・当委員会に提出された事後評価結果準備書の対応方針については、北海道開発局案を妥当と判断する。										

事業名 (箇所名)	江戸川特定構造物改築事業(行徳可動堰改築)			担当課 担当課長名	関東地方整備局 河川部 河川計画課 石田 卓也			事業 主体	関東地方整備局			
実施箇所	千葉県市川市							評価 年度	令和6年度			
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業											
主な事業の 諸元	老朽化対策、耐震対策、管理橋設置											
事業期間	事業採択	平成5年度	完了	令和元年度								
総事業費 (億円)	採択時	約101 ※平成24年度再評価時		完了時	約113							
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・中流部から下流部にかけて市街地が広がり、特に下流部は人口・資産が集中し、JRや私鉄各線、高速道路や国道など基幹交通網が整備されており、わが国の政治・経済の中枢となる区域を流下している。また、流域の大部分が洪水時に河川の水位より低い位置にあり、河川が氾濫すると甚大な被害が発生することが想定される。 ・老朽化対策…改築前の行徳可動堰は設置から50年以上が経過し、ゲート設備の老朽化が著しく、堰操作の信頼性が低下していた。 ・耐震性能の確保…改築前の行徳可動堰は耐震基準を満足しておらず、大規模地震発生時における堰操作が不確実であった。 ・管理橋の設置…改築前の行徳可動堰の維持管理作業は行徳橋(旧橋)の歩道を利用していたが、歩道は非常に幅が狭く、作業は歩行者の妨げとなるとともに、クレーン等車両を使用した効率的な作業を行えるスペースは無かった。 <達成すべき目標> ・改築することによりゲート開閉操作を確実に行之、安全に洪水を流下させるとともに、塩水の遡上を防止し安定した取水(上水、農水、工水)を可能にする。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する											
費用対効果 分析の算定 基礎となった 要因の変化	・事業費: 想定外の地質条件による施工方法の見直しに伴う事業費の増加等により、約12億円の増額となった。 ・事業期間: 橋梁工事発注において不発が発生し、再発注手続きを行ったことにより、約2年間の延長となった。											
事業全体の 投資効率性	基準年度		令和6年度									
B:総便益 (億円)	約3,753		C:総費用(億円)		約276	全体B/C	13.5	B-C	347,717	EIRR (%)	15.0	
事業の効果 の発現状況	・堰の改築以降に発生した洪水において、行徳可動堰の開操作により適切に洪水を流下させることができている。 ・また、橋梁の架け替えにより歩車道が拡幅され、通行の利便性が向上した。											
事業実施に よる環境の 変化	・部分改築への見直しにより、工事に伴う周辺環境への影響を大幅に軽減することができた。特にヒノマイトンプの生息地保全・創出が図られた。											
社会経済情勢 等の変化	・東京外かく環状道路や妙典橋の整備が行われ、道路交通網が発達した。 ・市川市と船橋市の土地利用について大きな変化はない。 ・市川市と船橋市の人口及び世帯数は増加傾向にある。											
今後の事後 評価の必要性	・事業実施により、安全かつ確実に洪水を流下させることが可能となった。 ・本事業の効果発現は十分確認されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要はないものと思われる。											
改善措置の 必要性	・事業実施により、安全かつ確実に洪水を流下させることが可能となった。 ・本事業の効果発現は十分確認されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要はないものと思われる。											
同種事業の 計画・調査の あり方や事業 評価手法の 見直しの必要性	・本事業の評価の結果、今後の同種事業の調査・計画のあり方や事業評価手法について、見直しの必要性は無いものと思われる。											
対応方針	・対応なし											
対応方針理由	・本事業の効果発現は十分確認されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要はないものと思われる。											
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・改善措置及び今後の事業評価の必要性はない。											

河川事業位置図

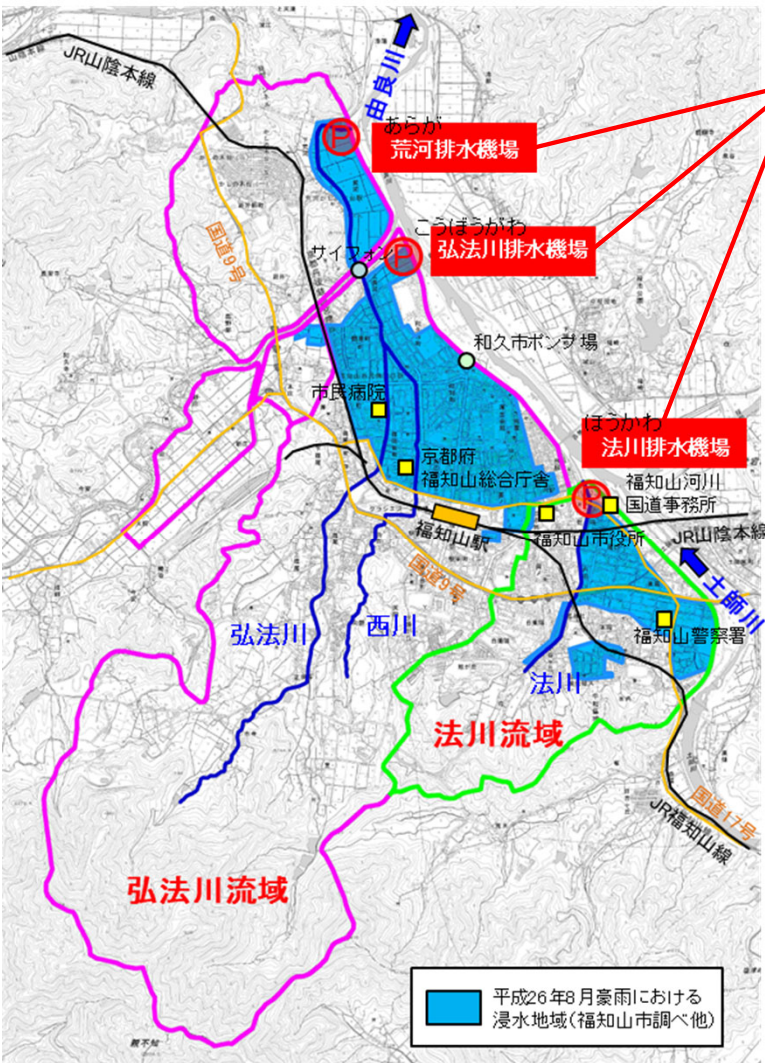


事業名 (箇所名)	由良川床上浸水対策特別緊急事業(福知山地区)			担当課	近畿地方整備局河川計画課			事業 主体	近畿地方整備局			
				担当課長名	小杉 恵							
実施箇所	京都府福知山市							評価 年度	令和6年度			
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業											
主な事業の 諸元	排水機場(27m3/s)											
事業期間	事業採択	平成27年度		完了		令和元年度						
総事業費(億円)	採択時	62				完了時	55					
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・平成26年8月16日から17日の豪雨では、福知山地区で内水氾濫により床上浸水1,586戸、床下浸水1,712戸の甚大な被害が発生している。 ・当該地区で排水機場の増強を行わなかった場合、年超過確率1/30規模の降雨の発生に対して、浸水戸数1,325戸(床上543戸、床下782戸)の被害が発生すると想定される。内水氾濫想定区域には、広域避難所、福知山終末処理場等の施設や国道9号、府道24号及び55号が存在し、被災時には甚大な被害が想定される。 ・このことから早期の浸水被害防止が必要である。											
	<達成すべき目標> ・年超過確率1/30規模の降雨が発生した場合において、床上浸水被害の概ね防止											
	<政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する											
費用対効果 分析の算定 基礎となった 要因の変化	<事業内容> ・変化無し											
	<総事業費> ・62億円から55億円に変化											
	<事業期間> ・変化無し											
事業全体の 投資効率性	基準年度			令和6年度								
	B:総便益 (億円)	981		C:総費用(億円)		100	全体B/C	9.8	B-C	881	EIRR (%)	48.2
事業の効果 の発現状況	・本事業の実施により、年超過確率1/30規模(平成26年8月型降雨波形)の降雨が発生した場合において、床上浸水被害を概ね防止。 ・排水機場の増強により、床上浸水被害は506戸から7戸に減少し、床上浸水被害を概ね防止。 ・弘法川流域では平成28年9月20日～21日にかけて、内水被害発生に備えて、ポンプを操作・運転し、荒河排水機場では総排水量63.5万m3、弘法川緊急排水ポンプ設備では総排水量5.1万m3の内水を排出。 そのうち荒河排水機場で増強した3m3/sのポンプでは、9.5万m3の内水を排出。 ・この結果、弘法川流域では増設した3m3/sのポンプの効果により、約6haの浸水被害を軽減できたと推定。											
事業実施に よる環境の 変化	・特に無し											
社会経済情 勢等の変化	・福知山市における直近14年で、人口はやや減少ながら、世帯数や資産額は増加している。 ・福知山地区における土地利用の変化は、平成26年度と令和3年度を比較し、大きな変化は見られない。											
今後の事後 評価の必要 性	・事業完了後、効果発現について明確に確認できるような規模の出水は発生していないものの事業は予定どおり完了し、以後も適切に維持管理している。 ・また、シミュレーション結果(計画規模)から今後の効果発現が期待されるため、再度の事後評価の必要性は無い。 ・なお、平成28年9月台風第16号においては事業期間中であったものの、先行して完成した荒河排水機場増強による浸水被害軽減効果が発現している。 ・事業目的に見合った治水効果の発現が期待されるため、今後の事業評価の必要性は無い。											
改善措置の 必要性	・適切に事業が実施されており、想定している規模の洪水では必要な事業効果を発揮できる見込みであり、改善措置の必要性は無い。											
同種事業の 計画・調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	・同種事業の調査・計画のあり方や事業評価手法の見直しの必要性は無い。											
対応方針	・対応なし											
対応方針理 由	・事業完了後、効果発現について明確に確認できるような規模の出水は発生していないものの事業は予定どおり完了し、以後も適切に維持管理している。 ・また、シミュレーション結果(計画規模)から今後の効果発現が期待されるため、再度の事後評価の必要性は無い。 ・なお、平成28年9月台風第16号においては事業期間中であったものの、先行して完成した荒河排水機場増強による浸水被害軽減効果が発現している。 ・事業目的に見合った治水効果の発現が期待されるため、今後の事業評価の必要性は無い。											
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 【近畿地方整備局事業評価監視委員会(令和6年度第3回)(令和6年12月17日開催)】 ・審議の結果、「由良川床上浸水対策特別緊急事業(福知山地区)」の事後評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針(案)のとおりでよいと判断される。											

位置図



由良川流域図

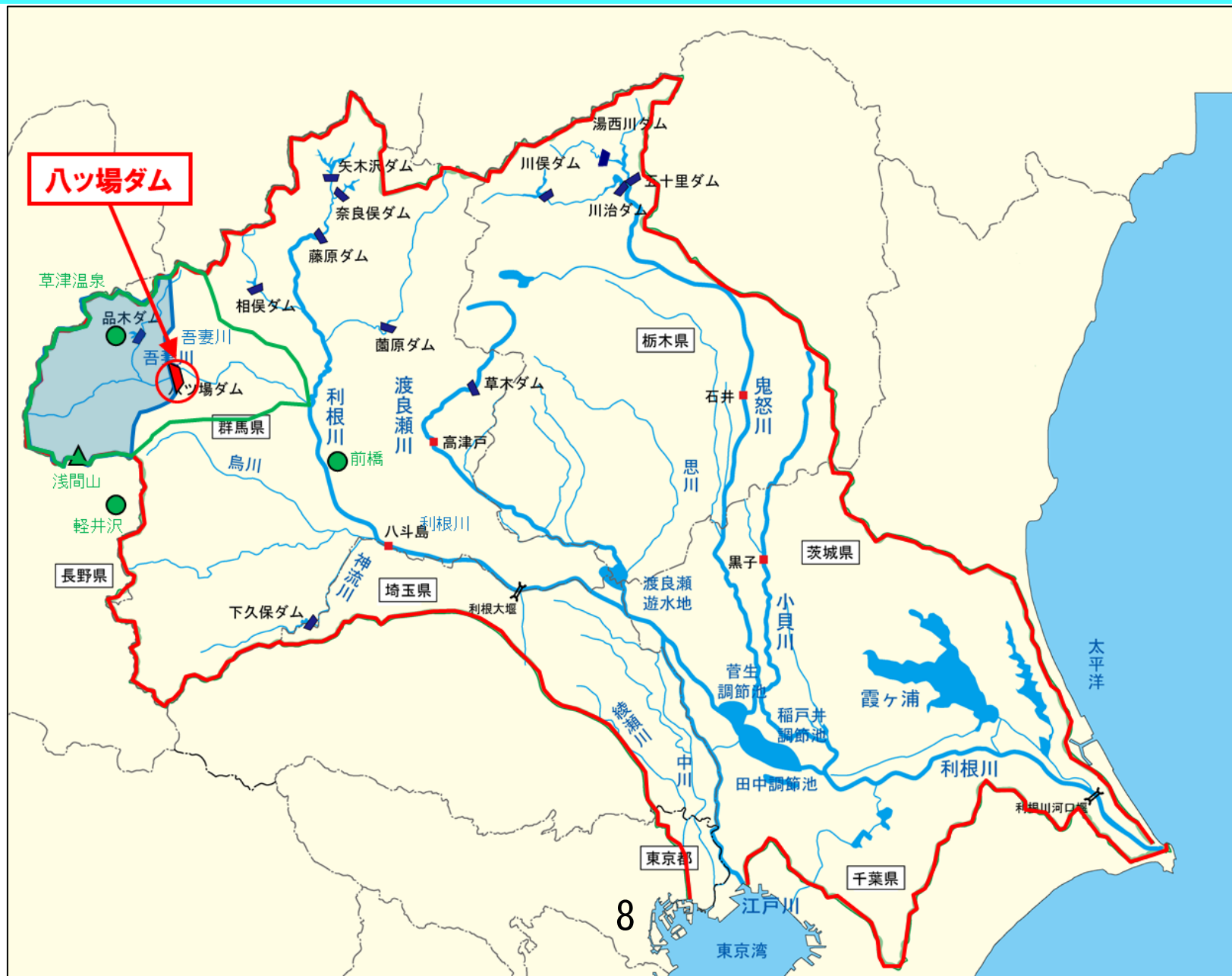


由良川床上浸水対策
特別緊急事業（福知山地区）

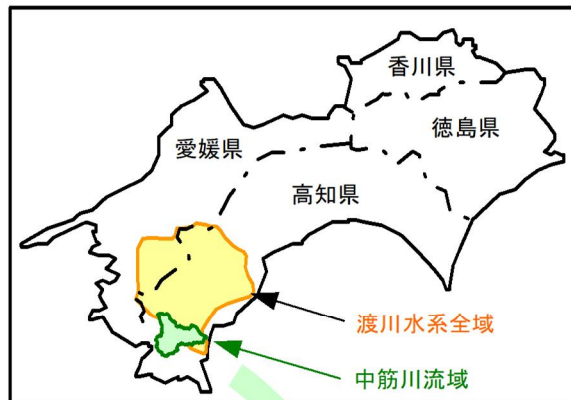
6 福知山地区を貫流する
弘法川、法川の流域図

事業名 (箇所名)	ハッ場ダム建設事業		担当課	河川部河川管理課	事業 主体	関東地方整備局					
			担当課長名	近藤 誠							
実施箇所	群馬県吾妻郡長野原町				評価 年度	令和6年度					
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業										
主な事業の 諸元	重力式コンクリートダム、堤高116.0m、堤頂長290.8m、総貯水容量107,500千m3、有効貯水容量90,000千m3										
事業期間	事業採択	昭和42年度	完了	令和元年度							
総事業費(億円)	採択時	約2,110		完了時	約5,244						
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・利根川では、近年においても、平成10年9月、13年9月、14年7月、16年10月、19年9月、23年7月、25年9月、令和元年10月に洪水被害が発生している。 ・利根川では、昭和47年から令和元年の間に16回の渇水が生じている。 ・ハッ場ダムでは、1都4県で約11m3/sの暫定豊水水利権を許可していた。(開発水量約22m3/sの約半分)										
	<達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持(河川の水量確保)、新規都市用水の供給(水道用水・工業用水)、発電(電力供給)										
費用対効果 分析の算定 基礎となった 要因の変化	<政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する										
事業全体の 投資効率性	基準年度		令和6年度								
	B:総便益 (億円)	40,060	C:総費用(億円)		7,247	全体B/C (社会的割引率2%) (社会的割引率1%)	5.5	B-C	32,813	EIRR (%)	9.6
事業の効果 の発現状況	・ハッ場ダムは管理開始以降、令和5年までに4回の洪水調節を行い、ダム下流河川の洪水被害低減に役割を果たす効果があった。 ・令和5年はハッ場ダムが完成していなければ渇水となった可能性があり、渇水に対する効果が発揮された。										
事業実施に よる環境の 変化	・ハッ場ダム建設事業による環境への一時的な変化はみられたが、深刻な影響はみられなかった。 ・生物に対する環境保全対策は所定の効果を発揮している。										
社会経済情 勢等の変化	・ハッ場ダム建設前後での大きな社会情勢の変化は現時点で生じていない。 ・ハッ場ダムでは水源地域ビジョンを策定し、水陸両用バスの運行、水面利用ルールの策定、各種イベントの開催などが行われている。										
今後の事後 評価の必要 性	・事業効果が発現し、大きな社会情勢等の変化もなく、環境への深刻な影響もみられないことから、改めて事後評価の必要性はないと考えている。										
改善措置の 必要性	・事業効果の発現が確認されており、環境への深刻な影響もみられないことから、改善措置の必要性はないと考えている。										
同種事業の 計画・調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	・現時点において見直しまでには至らないと考えている。										
対応方針	今後も各種フォローアップ調査を行い、その結果の分析評価を行い、ダム等管理フォローアップ委員会に諮りながら適切なダム管理を行っていく。										
対応方針理 由	・今後の事業評価、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し、改善措置の必要性はない。										
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 【第33回関東地方ダム等管理フォローアップ委員会】(令和6年10月31日開催) 所期の目的が達成されており原案で了承する。										

ハツ場ダム位置図



事業名 (箇所名)	中筋川総合開発事業(横瀬川ダム)		担当課	四国整備局 河川管理課		事業 主体	四国地方整備局				
実施箇所	高知県宿毛市					評価 年度	令和6年度				
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業										
主な事業の 諸元	重力式コンクリートダム 堤高 72.1m、堤頂長 188.5m、総貯水容量 7,300千m3、有効貯水容量 7,000千m3										
事業期間	事業採択	平成2年度	完了	令和元年度							
総事業費(億円)	採択時	約400		完了時	約411						
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> - 中筋川流域では、昭和47年7月の台風第9号による堤防越水や昭和50年8月の台風第5、6号の堤防決壊による洪水被害が発生している。 - 中筋川ダムが管理を開始した平成11年以降では、平成16年10月の台風第23号、平成26年6月の低気圧豪雨、平成28年9月の台風第16号による洪水被害が発生するなど、洪水による家屋浸水は2～3年に1回、農地浸水は毎年のように発生している。また、浸水時には、国道56号が約20時間通行止めになるなどの被害も生じている。 - 四万十市の中筋川沿川8地区の上水道は、簡易水道等による給水を行っているが、12月から2月頃の降雨が少なくなる時期になると水源の水位が低下し、断水や濁水が発生するなど、安定した給水ができない状況にある。また、横瀬川では、8箇所の取水堰によりかんがい用水を取水しているが、少雨状態が続くと、河川が干上がりやすく、平成7年の渇水においては、瀬切れが発生しており、かんがい用水や魚類等の生育・生息環境への影響が生じている。 <達成すべき目標> - 洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給 <政策体系上の位置付け> - 政策目標:水害等災害による被害の軽減 - 施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する										
費用対効果 分析の算定 基礎となった 要因の変化	<便益> - 評価基準年の変更、現在価値化、資産の更新に伴う変更、治水経済調査マニュアル(案)の改定 <費用> - 評価基準年の変更、現在価値化、維持管理費の見直し										
事業全体の 投資効率性	基準年度		令和6年度								
	B:総便益 (億円)	1,079	C:総費用(億円)		831	全体B/C	1.3	B-C	248	EIRR (%)	6.5
事業の効果 の発現状況	- 令和3年7月の大雨で横瀬川ダムに約146m3/sの最大流入量を記録したが、約117m3/sの洪水調節を行い、磯ノ川地点の水位を約0.7m低減した。 - 横瀬川ダムの洪水調節により、磯ノ川地点で計画高水位(8.37m)を超過させない効果(8.6m→7.9m)をもたらした。										
事業実施に よる環境の 変化	事業実施による自然環境への影響は特に認められない。										
社会経済情 勢等の変化	- 令和元年7月に、中筋川ダム及び横瀬川ダム等を活用した地域振興において、自立的・持続的活動を調整することを目的とした「ダム利活用調整協議会」や、地元活動組織として「ダム活元気ネットワーク」が設立され、地域活動を実施している。 - 令和6年8月に「中筋川流域かわまちづくり」計画が登録され、ダム管理者、ダム利活用調整協議会により、ダムを拠点とした地域の賑わいを創出していく。										
今後の事後 評価の必要 性	中筋川総合開発事業(横瀬川ダム)は、事業の効果を発現しており、事業実施による環境の変化も特に見受けられないことから、今後、事後評価を実施する必要性はない。										
改善措置の 必要性	中筋川総合開発事業(横瀬川ダム)は、現時点において事業の効果は発現されており、環境への重大な影響も見受けられないことから、改善措置の必要性はない。										
同種事業の 計画・調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	中筋川総合開発事業(横瀬川ダム)の事後評価の結果から、今後の同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考えられる。										
対応方針	引き続きより効果的なダム操作の検討や周辺環境及び水環境変化等を監視するとともに、ダム等管理フォローアップ制度に基づく管理状況の分析・評価を行い、適切なダム管理に努めていく。										
対応方針 理由	改善措置及び、今後の事業評価の必要性はない。										
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 【令和6年度 四国地方ダム等管理フォローアップ委員会(R6.11.5開催)】 事業評価(案)については適切な分析、評価が行われており、改善措置や今後の事業評価は必要無しで了承された。										



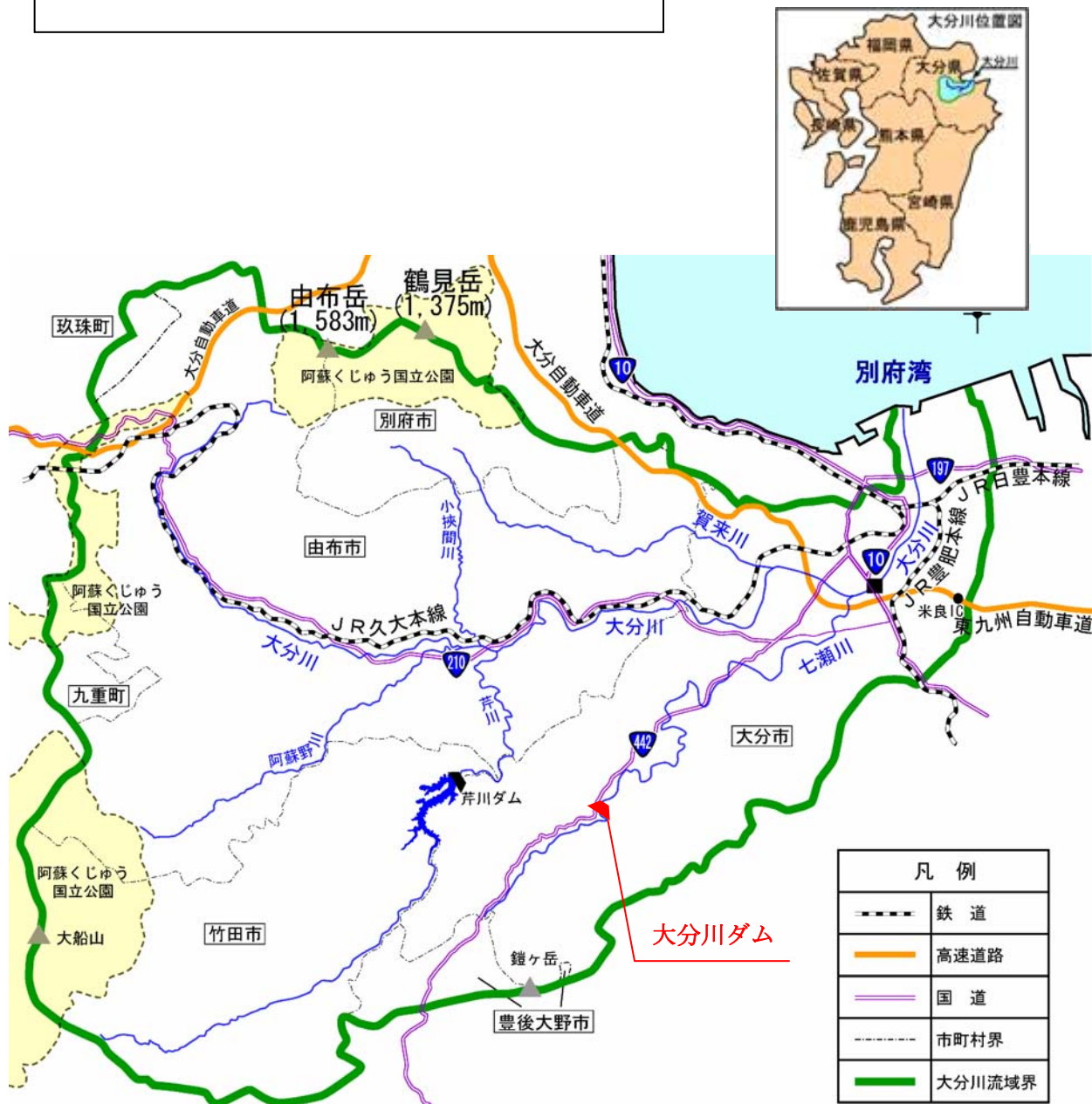
中筋川流域図



横瀬川ダム位置図

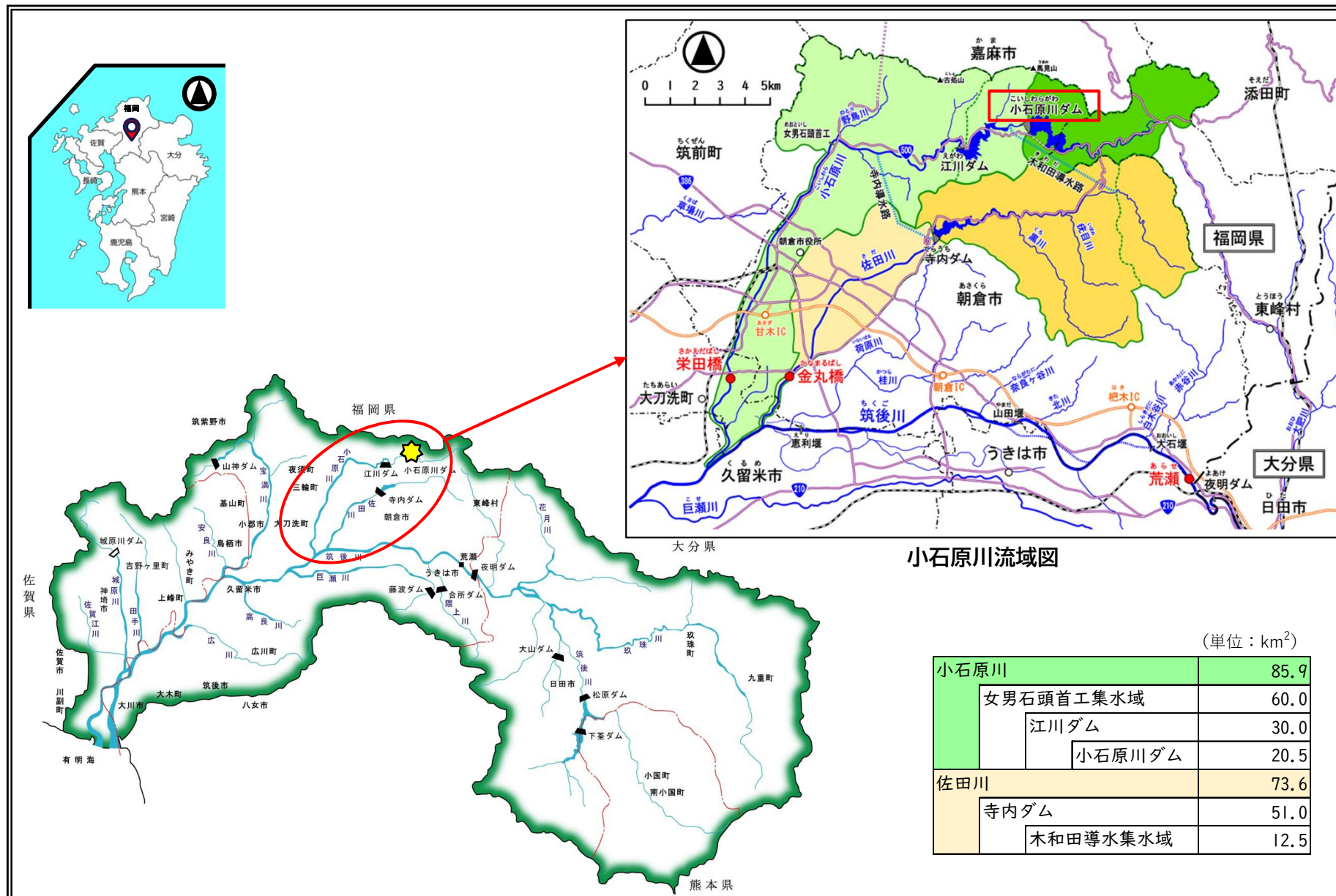
										事後			
事業名 (箇所名)	大分川ダム建設事業			担当課	河川部 河川管理課				事業 主体	九州地方整備局			
実施箇所	大分県大分市							評価 年度	令和6年度				
該当基準	事業完了後一定期間（５年以内）が経過した事業												
主な事業の諸元	ロックフィルダム 堤高91.6m、堤頂長496.7m、総貯水容量24,000千m3、有効貯水容量22,400千m3												
事業期間	事業採択	昭和53年度	完了	令和元年度									
総事業費（億円）	採択時	約760		完了時	約1,036								
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・昭和28年6月洪水において甚大な被害が発生しているほか、近年でも平成5年9月をはじめ平成9年9月、平成16年10月、令和2年7月6日洪水により浸水被害が発生している。 昭和28年 6月(梅雨前線) 死者11名 家屋流出78戸 家屋全・半壊360戸 床上浸水1,298戸 床下浸水8,994戸 平成 5年 9月(台風13号) 死者 1名 家屋全・半壊 49戸 床上浸水 995戸 床下浸水2,982戸 平成 9年 9月(台風19号) 家屋全・半壊 1戸 床上浸水 146戸 床下浸水 401戸 平成16年10月(台風23号) 床上浸水 131戸 床下浸水 111戸 令和2年7月(梅雨前線) 家屋全・半壊278戸(31戸) 床上浸水129戸(58戸) 床下浸水469戸(289戸) ・大分川の水利用は、古くから農業用水、上水、発電用水等で利用されているが、たびたび水不足に悩まされており、近年では平成17年、平成19年、平成21年、平成23年において、発電停止や上水、農業取水への影響が発生している。 昭和53年5月～7月 大分市の水道が給水制限（最大12時間） 平成 6年7月～8月 大分市の水道では、工場等の大口需要者や公共機関に対して約１ヶ月間の使用規制（給水量の減少） 平成17年6月 発電停止（19日間）、上水や農業取水への影響 平成19年6月 発電停止（22日間）、農業取水への影響（湯水調整） 平成21年6月 発電停止（18日間）、農業取水への影響（湯水調整） 平成23年1月 大分市水道局が湯水対策本部を設置 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給 <政策体系上の位置付け> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する												
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<便益> ・評価基準年の変更、資産単価及び数量の変動、治水経済調査マニュアル（案）の改定 <費用> ・評価基準年の変更												
事業全体の投資効率性	基準年度		令和6年度										
B:総便益 (億円)	2,726		C:総費用(億円)			2,054	全体B/C (社会的割引率2%) (社会的割引率1%)		1.3 - -	B-C	672	EIRR (%)	6.5
事業の効果の発現状況	<洪水調節> ・令和2年の運用開始以降、令和2年7月8日洪水等をはじめ、4回の防災操作を行い、下流域の洪水被害を軽減した。 ・令和4年9月出水では、426mmの累加雨量を観測し、最大流入量約200m3/sに達したが、ダムに最大135m3/sを貯留し、ダム下流の胡麻鶴地点で30cmの水位低減を図った。 <流水の正常な機能の維持> ・ダムからの補給により、下流河川の流況が改善されている。												
事業実施による環境の変化	<水質> ・ダム貯水池の水質は湖沼の環境基準A類型に相当する水質となっている。 ・ダム湖内のT-Nは、令和2年度以前は、底層で増加傾向が確認されていたが、令和3年以降は低い値で推移した。ダム湖内のT-Pは、湛水初期に上昇が確認されたが、その後は低い値で推移した。T-Nは湖沼Ⅳ類型、T-Pは湖沼Ⅱ類型に相当する水質になっている。 ・選択取水設備の運用により、下流河川における水温・濁水による支障は発生していない。 ・淡水赤潮、アオコは単発的・部分的な発生であり障害が起きるレベルではなかった。 <生物> ・全般：ダム環境に適応した種の生息・生育を経年的に確認している。 ・ダム湖内：止水性魚類や水鳥等、止水環境に適応した種を経年的に確認している。 ・ダム湖周辺：植生に大きな変化はなく、樹林性の動物や昆虫も経年的に確認している。 ・流入河川・下流河川：清流の指標となる底生動物や河原環境利用種等を経年的に確認している。 ・ダム運用開始後5年が経過し、近年は種数等の増減はあるが、生物の生息・生育環境は維持されていると考えられる。												
社会経済情勢等の変化	・ダム周辺で活動している、河川協力団体と協力して小中学校や地元の住民団体等を対象としたダム見学を行っている他、旅行会社と協同でインフラツアーを行っている。 ・ダムに近接する道の駅でのイベント（3回/年）や、ダム建設時の材料山跡地を活用して整備された「のつはる天空広場」では、毎年ななせの里祭り等が開催されており、その会場にてダム模型を用いた説明等を行っている。												
今後の事後評価の必要性	・事業の効果が発現しており、地域の社会情勢としては大きな変化は見受けられず、また、事業実施による環境の変化も特に見受けられないことから、改めて事後評価を実施する必要性はないと考えられる。												
改善措置の必要性	・事業の効果が発現が確認され、現時点において環境への重大な影響も見受けられないことから、改善措置の必要性はないと考えられる。												
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	・今後の同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考えられる。												
対応方針	・引き続き、より効果的なダム運用の検討や周辺環境及び水環境変化等を監視するとともに、ダム等管理フォローアップ制度に基づく管理状況の分析・評価を行い、適切なダム管理に努めていく。												
対応方針理由	・改善措置及び、今後の事後評価の必要はない。												
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 【令和6年度九州地方ダム等管理フォローアップ委員会（R6.11.22開催）】 ・事業の効果は十分に発揮されており、今後事後評価及び改善措置の必要性無しで了承された。												

大分川ダム建設事業位置図



事業名 (箇所名)	小石原川ダム建設事業			担当課	河川部 河川管理課			事業 主体	独立行政法人水資源機構			
実施箇所	福岡県朝倉市			担当課長名	高島 恒善			評価 年度	令和6年度			
該当基準	事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業											
主な事業の諸 元	小石原川ダム：ロックフィルダム 堤高139.0m 総貯水容量40,000千m3 有効貯水容量39,100千m3 導水施設：延長約5km											
事業期間	事業採択	平成4年度	完了	令和元年度								
総事業費（億 円）	採択時	約1,960		完了時	約1,753							
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・小石原川では、昭和28年6月の洪水では越水破堤し、死者23名、流出家屋92戸という甚大な被害を被った。近年では、平成22年、平成24年といずれも栄田橋地点水位が当時観測史上最大を記録する洪水が発生。特に平成24年に発生した洪水では、沿川住民（441世帯1,437名）を対象に避難勧告が出され、自主避難も含めて約100名が避難、浸水家屋26戸の被害が発生した。 ・筑後川の水は水道用水、発電用水、農業用水、工業用水等として利用され、水道用水は流域内はもとより、福岡県南地域、佐賀東部地域及び福岡都市圏に供給されるなど広域的かつ高度に利用されている。 ・既得用水の安定的な取水及び筑後川の環境改善のための不特定容量の確保が必要であるが、不特定容量の確保が遅れている。 ・現在、松原、下釜ダムの再開発（S58）により冬場の不特定容量は確保されているが、夏場の不特定容量は不足している。 ・筑後川流域では、昭和53年、平成6年をはじめとして2年に1回程度、取水制限を実施するなど、慢性的な水不足に見舞われている。 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給含む）、新規利水 <政策体系上の位置付け> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する											
費用対効果分 析の算定基礎 となった要因 の変化	・治水経済マニュアルの改訂 ・評価基準年の変更 ・精算事業費、実績維持管理費への変更											
事業全体の投 資効率性	基準年度		令和6年度									
	B:総便益 (億円)	4,245	C:総費用(億円)		2,497	全体B/C (社会的割引率2%) (社会的割引率1%)	1.7 - -	B-C	1,748	EIRR (%)	24.7	
事業の効果の 発現状況	(洪水調節) ・小石原川ダムの防災操作は、試験湛水中の令和2年から令和3年の間に4回、試験湛水終了後の令和4年から令和5年に6回、合計10回実施し、洪水調節効果を発揮している。 ・令和5年7月洪水では、最大流入量150m3/sに対して71m3/sをダムで調節し、下流基準点の栄田橋地点で約0.22mの水位を低減させたものと推測される。 ・ダム下流住民に対して、意見交換会の開催や、避難行動につながるよう取り組んでいる。 (利水) ・小石原川ダムは江川ダムおよび寺内ダムとの三ダム総合運用により、対象給水エリアにおける水道用水および支川向け不特定用水（維持流量）（小石原川ダム0.15m3/s、江川ダム0.19m3/s、寺内ダム0.37m3/s、女男石0.44m3/s）を安定的に供給している。 (発電) ・発生した電気は、小石原川ダム管理所内の施設で利用された後、余剰電力を売電しており、売電収益は管理費用削減に寄与している。											
事業実施による 環境の変化	(水質) ・流入・放流地点では、試験湛水による短期間で大きな貯水位の変動、試験湛水後の貯水位回復過程での大規模出水により、濁水流入や水位低下時の堆積土巻き上げなどにより水質の値が高くなる場合を除き管理開始以降も大きな変動は見られない。 ・貯水池水質は、SSを除き環境基準（湖沼）のA類型に相当する値となっている。SSは令和3年の出水の影響により貯水池の長期濁水化による影響で年間平均が高くなったと考えられる。 ・選択取水設備の運用により、下流河川への水温・濁水による支障は発生していない。 ・水質保全対策設備は、選択取水設備と曝気循環設備が設置されており、管理開始以降、貯水池の水温、濁度、植物プランクトン、クロロフィルaの状況をみながら運用を行っている。 (生物) ・ダム湖内：湛水から間もないことから、底生動物の定着は少ないが、魚類や水鳥等、止水環境に適応した種が経年的に確認されている。ブルーギル・オオクチバスなど特定外来生物は確認されていない。 ・流入河川：湛水前後で魚類・底生動物の生息状況に変化は見られず、ダム建設による明瞭な影響は確認されない。 ・ダム湖周辺：湛水に伴いスギ・ヒノキ植林や人工裸地の減少が見られたものの、植生に大きな変化はなく、樹林性の動物や昆虫も経年的に確認されている。 ・その他：常落湿交広葉樹林・草地が復元・整備されたコア山跡地では、草原生態系が広がり、景観的に改善されつつあるとともに、様々な生物の生息地として利用されている。湿地環境として整備されたピオトープは、重要種を含む両生類・鳥類、止水性・流水性昆虫の生息場として機能している。											
社会経済情勢 等の変化	・水源地域の人口は年々減少傾向であり、65歳以上の割合は増加し高齢化が進行している。 ・小石原川ダムの主な利用形態としては、「散策」が挙げられ、令和4年度のダム湖利用者数は約2万6千人である。 ・小石原川ダムの施設見学者数やダムカード配布枚数は増加傾向である。 ・小石原川ダム管理所では令和元年7月より、X（旧Twitter）を活用した情報発信を開始しており、施設見学会の状況や小石原川ダムの自然図鑑等を発信し、地域連携を深めている。											
今後の事後評 価の必要性	・小石原川ダムでは、事業の効果を発現しており、地域の社会情勢としては、大きな変化は見受けられず、また、事業実施による環境の大きな変化も見受けられないことから、改めて事後評価を実施する必要はないと考えられる。											
改善措置の必 要性	・事業の効果が発現が確認され、現時点において環境への重大な影響も見受けられないことから改善措置の必要はないと考えられる。											
同種事業の計 画・調査のあ り方や事業評 価手法の見直 しの必要性	・今後の同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考えられる。											
対応方針	・引き続きより効果的なダム運用の検討や周辺環境及び水質変化等を監視するとともに、ダム等管理フォローアップ制度に基づく管理状況の分析・評価を行い、適切なダム管理に努めている。											
対応方針理由	・事業効果の発現状況など総合的に判断された。											
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 【令和6年度九州地方ダム等管理フォローアップ委員会（R6.11.22開催）】 ・事業の効果は十分に発揮されており、今後の事業評価及び改善措置の必要性無しで了承された。											

小石原川ダム建設事業 位置図



事業名 (箇所名)	雲仙直轄砂防事業			担当課	九州地方整備局河川部河川計画課					事業 主体	九州地方整備局		
				担当課長名	嶋田 剛士					評価 年度	令和6年度		
実施箇所	長崎県島原市、南島原市												
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業												
主な事業の 諸元	直轄区域面積:26km ² 、主要施設:砂防堰堤等												
事業期間	事業採択	平成5年度		完了		令和2年度							
総事業費(億円)	採択時	943				完了時		1,006					
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・雲仙・普賢岳は、平成2年に噴火活動が再開し、断続的な火砕流により山腹が大量の火山堆積物で覆われている。 ・堆積した火山堆積物に起因する土石流が繰り返し発生し、地域生活や経済活動に長期にわたって甚大な影響を与えた。												
	<達成すべき目標> ・砂防堰堤等を整備し、人家や主要な交通網等を土砂災害から守る。												
	<政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する												
費用対効果 分析の算定 基礎となった 要因の変化	<便益> ・治水経済調査マニュアル(案)及び土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)の改定(被害率、被害額算定方法の見直し、被害額計上項目の増加等)、評価時点の変更 ・被害想定区域内資産の増加 <費用> ・治水経済調査マニュアル(案)及び土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)の改定(事業費の消費税控除等)、評価時点の変更 ・施設配置計画の見直し、既存砂防施設の改築・補修、溶岩ドーム対策等による事業費増												
事業全体の 投資効率性	基準年度		令和6年度										
	B:総便益 (億円)	6,313	C:総費用(億円)		3,161	全体B/C	2.0	B-C	3,152	EIRR (%)	9.0		
事業の効果 の発現状況	・事業完了後の効果をシミュレーションで確認し、計画規模相当の土石流氾濫被害が解消する ・平成27・28年に水無川で土石流が発生したが、整備した施設で土砂を捕捉し氾濫被害を防止した。												
事業実施に よる環境の 変化	・施設整備にあたり、希少種のシマバライチゴ等の移植、砂防堰堤周辺を緑化し環境・景観への配慮を実施。 ・火砕流や土石流で失われた緑を取り戻すため、地域住民、及び関係機関と連携・協同により植樹等を行い、緑の復元も実施。 ・植生の状況については、衛星データから植生活性度(NDVI)を算出しており、噴火の影響で低下していたが、回復基調が確認されている。												
社会経済情 勢等の変化	・火山噴火直後は世帯数が減少したが、その後世帯数の増加傾向が確認されている。 ・島原半島は、平成21年に島原半島世界ジオパークとして認定され、ジオツアーのコースに砂防堰堤や災害遺構が活用されるなど、インフラツーリズムの取組 みにおいても観光資源の一つとなっている。												
今後の事後 評価の必要 性	・本事業による土石流の防止効果が期待され、事業の有用性は十分見込まれる。 ・よって、更なる事後評価については必要ないものと考えられる。												
改善措置の 必要性	・土石流の防止効果が期待され、事業の有用性は十分見込まれる。また、保全対象となる世帯数は多くの地区で増加の傾向がみられている。 ・よって、当面の改善処置については必要ないものと考えられる。												
同種事業の 計画・調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	・噴火に伴う火山堆積物が、土石流となって大量に砂防設備の整備箇所に堆積しており、搬出先について関係機関(県・市)と調整を行い、港湾事業や道路事 業等に有効活用することで事業の進捗につながった。 ・今後も同種事業においては、関係機関が連携・一体となり、整備を進めていくことが重要である。 ・当該事業の評価の結果、事業評価手法の見直しの必要性はないものと考えられる。												
対応方針	・対応なし												
対応方針理 由	・土石流の防止効果が期待され事業の有用性は十分見込まれること等から、当面の改善措置及び更なる事後評価の必要性はない。												
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・審議の結果、対応方針(案)どおり、「当面の改善措置や更なる事後評価の必要はない」で 了承された。												

雲仙直轄砂防事業位置図

